

成年後見もやい

発行者：NPO法人成年後見もやい
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第4号

2020年1月15日発行

電話 052-746-9395

FAX 052-746-9396

メール

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

明けましておめでとうございます。

小松由明 理事長

令和という新しい年号の時代が始まりました。年号が新しくなったとはいえ私たちの時代はどう新しくなるのでしょうか。

第2号で優生思想について触れましたが、いよいよ相模原事件の公判が始まりました。昨年5月には強制不妊訴訟の判決が出され、優生上の理由による不妊手術強制は違憲・違法であり、憲法上の権利（子供を産むか産まないかを自分で決める権利、自己決定権）の侵害であることが認められました。

また、「中絶のための検査」になっている出生前診断について、日本で初の「ロングフル訴訟」（医師の過失がなければ、障害を伴う自分の出生は回避できたはずである、と主張して提起する賠償訴訟）があったことを『選べなかった命』という本で知りました。

出生前診断で「異常なし」と医師から伝えられて、生まれてきた子はダウン症でたった三ヶ月でその短い命を閉じた。女性は誤診によって望まぬ生を受けて苦しんだ子に対する損害賠償を求める裁判闘争のノンフィクションです。

判決は、誤診がなく、ダウン症だと正確に伝えられていれば、産むか産まないかを選択できたし、産むと決めた場合はダウン症児を育てるための準備ができた。妊婦が決定し心の準備をすることは、守るべき利益だと判断している。がしかし、子どもが受けた苦痛、損害は一切認められませんでした。

これからの医学の進歩に伴い胎児の遺伝子検査が進み、望めば生まれる前に多くのことが判明する社会になると思います。ダ

ウン症でなく重篤なアレルギーがあれば中絶するのか。重篤な心臓病があれば、癌の遺伝子があれば中絶するのか等々。その時に、どんな子を誕生させ、どんな子を殺すのか。いのちの選別と優生保護について深く考えさせられました。

さて、成年後見もやいは2017年12月20日に設立して3年目を迎えます。31名の個人会員と19の法人・団体会員、賛助会員64名という組織に発展しました。事務局体制も若い新入職員を迎え3人体制でみなさんの相談・要求に十分こたえられる組織となりました。課題としては、この体制を財政的にどう支えていくのかがここ2～3年の大きな課題です。同時に、設立の趣旨に沿った取り組み、すなわち多くの障害者団体に目的を広め、理解をしてもらい協力・協同の取り組みにしていくことです。その為にも、賛助会員を多くの組織で増やしていく活動を強めていきます。みなさんの物心両面のご支援ご協力を今年もよろしくお願い致します。



法定後見制度と家族信託制度の比較と知的障害者の権利擁護

事務局

昨年の総会でも、名古屋法律事務所の稲垣弁護士を講師に招いて、家族信託制度の学習会を開催しました。会員、賛助会員の皆さんから、「家族信託制度と成年後見制度の違いは？」とか、「家族信託制度についてもっと知りたい」というご質問やご意見が出ています。

事務局で、これらの制度の違いについて、次表のとおりまとめました。

用語の説明 委託者…お金（財産）の管理をお願いする人 受託者…お金（財産）を管理する人
 受益者…お金（財産）の権利を持つ人

	法定後見制度	家族信託制度
概要	判断能力が不十分な人に支援者を選任し、本人を法律的に保護する制度	委託者が“遺言”又は“契約”によって、受託者に対して資産を移転し、一定の目的に従って、受益者のためにその資産を管理・処分・運用する制度
制度の目的	本人の保護・支援 (財産管理事務・身上監護事務)	資産承継及び財産の管理・運用・処分
効力の発生時期	後見等開始の審判があったとき	契約によって効力が発生する。
終了時期	本人死亡時 判断能力回復時	契約の内容によっては委託者の死亡で契約を終了させないこともできる。
相続に関して	本人死亡時に後見の業務は終了して、財産は相続人に引き継ぐことになる。	本人が死亡しても信託財産は凍結することはない。契約の内容により資産承継も容易に行える。
財産の処分	積極的な財産の利用（資産運用）はたとえ本人のためになる行為であってもすることができない。居住用不動産の売却は家庭裁判所の許可が必要。	契約によって定めた財産を契約で定めた内容で運用できるので柔軟な処分が可能である。 不動産についても契約によって内容を決められる。
取消権	あり	なし
費用・報酬	申立て費用 月1万円～3万円程度の報酬	公正証書作成費用 コンサルティング料（1億円以下の場合1%、最低でも30万円程度） 信託登記費用（不動産） 監督人に対する報酬等

一見すると後見制度より家族信託制度のほうが柔軟でよい制度のように見えますが、大切なポイントとして、家族信託制度はあくまでも契約なので判断能力を有していることが前提となります。

そのため、判断能力が不十分な人は利用できません。

受益者として、受託者から毎月金銭の給付があったとしても、給付を受けた判断能力が不十分な人はその金銭を利用したり、契約を締結したりすることは困難です。また、家族信託制度では身上監護をすることはできません。

したがって、「親なき後問題」を考えるときは、家族信託制度だけではなく、成年後見制度の利用も必要になると思われます。

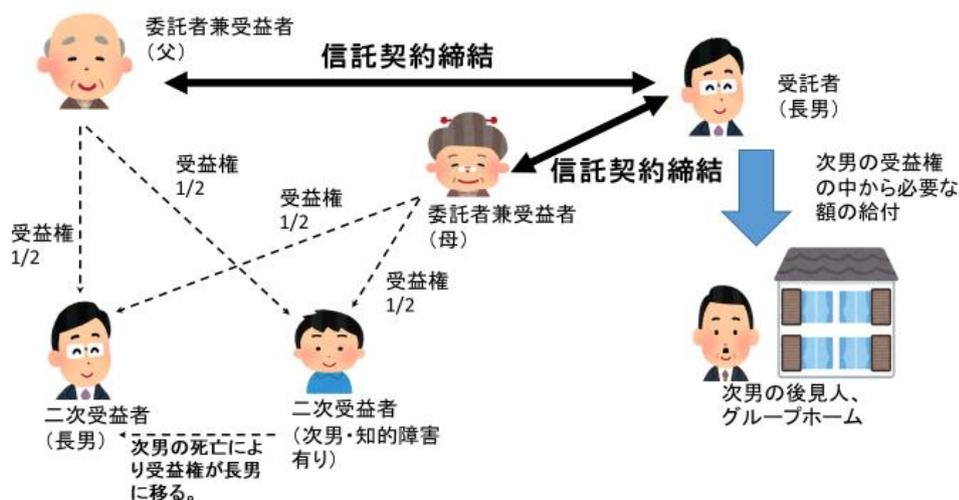
また、当然ですが、家族信託制度と成年後見制度の併用や使い分け、遺言等の他制度の利用も考慮しなければなりません。

事例 1

両親、長男、次男（障害者）の四人家族です。

父及び母を委託者兼当初受益者、長男を受託者とし、長男と次男が均等割合で二次受益者、長男を三次受益者とする信託契約を結びました。

二次受益者の次男の受益権の内容は第三者である後見人やグループホームの請求に応じて必要な金額のみを受託者から給付するものとします。



事例 2

両親と長女（障害者）の三人家族です。

父、母が亡くなると、最終的には長女に財産が集まります。長女が生涯独身で子どもがないと、長女が亡くなった後、その財産は国に渡ります。この場合でも、父や母が家族信託をし、甥、姪等の親族に受託者なってもらえば、財産を障害のある長女のために使うことができます。そして、長女が亡くなったときに、お世話になった施設や受託者をしてくれた甥、姪に財産を渡すことができます。

※ 詳しくは、専門家（弁護士、司法書士等）にご相談ください。

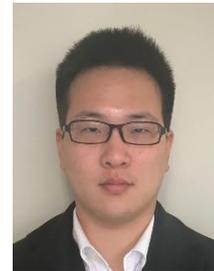
成年後見制度受任状況

2020年1月15日現在

	在宅	入院	GH	施設入所	計
後見	4	1	7	10	22
保佐	3		1	1	5
計	7	1	8	11	27

(単位：人)

職員紹介



事務局員
丹山裕太さん

昨年の九月から成年後見もやいの事務局で勤めている丹山です。私は大学の法学部で学んでいたことや弟が知的障害者であったことから、成年後見制度に関心をもち現在もやいにつながっていると思っております。

現在「親なき後」の問題が話題に出てきていますが、私の弟も障害者である以上、避けては通れない道であります。この「親なき後」の問題を解決するにあたって、成年後見制度は完璧な制度ではないにしても問題を解決する一つの方法になってくると私は考えております。



ホームページを立ち上げました。

<https://seinenkoukenmoyai.net>

ご覧いただき、ご意見がいただければ幸いです。

事務局からのお知らせ

正会員、賛助会員を募集しています。事務局までご連絡ください。

皆さん方からご相談をお待ちしています。遠慮なくご相談を・・・052-746-9395

○寄付金の送金先 郵便振替先 口座記号番号 00850-0- 188830

加入者名 特定非営利活動法人成年後見もやい